

(別 紙)

精神障害者に対する重度心身障害者等医療費助成制度の早期創設を求める  
意見書（案）

平成5年に改正された障害者基本法では、これまで医療の対象であった精神障害者が、身体・知的障害者と同様に障害者福祉の対象と位置づけられ、国や地方自治体の福祉施策を整備する根拠となった。これにより、身体・知的・精神障害の3障害が一元化されたにもかかわらず、本県においては、重度心身障害者等医療費助成制度が、精神障害には適用されていないのが現状である。

本県は、精神障害者に関し、精神科医療の通院・入院費及び精神科以外の一般医療の通院・入院費に対する重度心身障害者等医療費助成制度が一切実施されていない都道府県として全国6県の中に入っている。

精神障害者の収入の支柱である障害基礎年金では、日々の生活の支えとするのが精一杯であり、就労も困難な状況にある者は病院にかかる事を控えているのが現状で、当事者並びに家族にとっては助成制度の早期創設は切実な願いである。

よって、県においては、精神障害者の精神科通院・入院と一般医療の通院・入院のいずれにおいても、必要な医療が受けられるよう、障害者基本法及び障害者総合支援法の理念にのっとり、精神障害者に対する重度心身障害者等医療費助成制度を早期に創設することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日  
高松市議会

香川県知事 宛